

産業建設常任委員会記録

令和2年2月28日

【開催日】 令和2年2月28日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時56分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

梨

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	深井篤
農林水産課参与	多田敏明	農林水産課農林 係長	平健太郎
農林水産課参与	高橋敏明		

【事務局出席者】

局長	沼口宏	書記	光永直樹
----	-----	----	------

【審査事項】 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について

午前10時 開会

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。今日の審査内容につきましては所管事務調査ということで山陽小野田市地方卸売市場については以前から懸案事項となっております

ますが、その前に来週から一般質問等々が始まります。そういった中で時間をとっていただきまして、執行部の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。したがって本日は来週、月曜日より代表質問、一般質問がございますので、委員の皆さんもその辺の聞き取りが今日の午後までぐらいしかできませんので、午前中には終了したいというふうに考えていますのでよろしくお願い致します。早速ですが、まず陳情書が議会のほうに提出されまして、この内容について主管は産業建設であるということから、まず陳情についての参考人の方々の意見を基にして陳情内容に補足した部分まで説明を受けましたので、この辺の内容について執行部のほうから答弁いただきたいというふうに思っております。4点あるわけですが、陳情の理由についてはかなり既にもう審査が終了した部分もあります。若干補足されて新たなこともありますので順次、重複する部分もありますけれども、一つ一つ御回答を頂きたいというふうに考えております。それではまず1点目、陳情書をそのまま①を読み上げます。平成30年9月以降の一般質問や委員会において執行部は、株式会社小野田青果販売についての違法性の質問に対し、違法ではないグレーな部分はある等の答弁を繰り返してきたが、明らかな虚偽答弁を行っているとっております。これについて補足されたのが中央青果の直販、すなわち小売は明確である。これは青果販売の取締役会の議事録を見ても青果販売の販路拡大ということが計画に盛り込まれているということ、また、青果販売の違法性を認識していた。また、量販店、フジ等との取引を青果販売から中央青果が引き継いだ、これは後のことですね。これは小売に当たっているんだよというふうな指摘ありますが、これについて。

深井経済部次長兼農林水産課長　ただいまの件につきまして御回答申し上げます。卸売業者であります小野田中央青果株式会社が売買参加者以外に販売を拡大すること及び直売を検討することについては、問題があるというふうに考えておりますけれども、株式会社小野田青果販売が行うことにつきましては、市場外での取引でありますので条例の範疇ではないと

いうふうに考えております。しかしながら、小野田中央青果が小野田青果販売から業務を引き続いた際に小売の形態である業務についても引き継いでしまったというのがございます。この部分につきましては認識が不足していたということでございますので深く謝罪をさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

中村博行委員長 まず4点をざっといきますので、また戻って、委員の皆さんから質疑をお願いします。それでは②です。平成31年3月20日開催の小野田中央青果株式会社取締役会の議事録が偽造され、令和元年5月27日開催の産業建設常任委員会に提出されたことというこの指摘があります。補足としてこれは議事録の偽造ではないかという指摘がありますのでこの点について御回答ください。

深井経済部次長兼農林水産課長 5月27日開催の産業建設常任委員会に提出された議事録につきましては、役員変更の登記を行うために作成したものでございまして、役員会において議題として上がった税理士からの監査報告につきましては一切記載がされておられません。これはその議事録は3月20日開催の役員会において述べられた意見又は発言を記録したのではなくて議事録としての体を成していないという見方もあろうかと思っております。しかしながら、これは何かを隠すことを意図して作成したのではないということを御理解いただきたいと思います。役員交代のための登記をするための議事録であったというところでございます。

中村博行委員長 それでは次の③番、令和元年5月27日開催の産業建設常任委員会にて広島税理士事務所の監査報告書の内容について質問を受けた深井次長は、中央青果につきましては経理上上げる科目が間違っているとかがそういったところで経理の若干のずさんさも見られるというのがありましたが、明らかに不正と思われるような恣意的行為は認められないところだと答弁があったが、1,500万円の差入保証金等の重大な事実の記載があったにもかかわらず、その問題を隠蔽し、議会の調

査を妨害したというふうにあります。中央青果に明らかに不正と思われるような恣意的行為は認められなかったという発言に対してこれは、事実の隠蔽ではないかという指摘に対して御回答ください。

深井経済部次長兼農林水産課長 不正がなかったという発言につきましては、横領等の行為、それが確認できなかったという意図を持って発言したものでございますけれども、そのほかにも経理上の不備等が多々ありまして、不正がなかったという表現は適切ではなかったのかなというふうには思います。これについてはおわびを申し上げたいと思います。

中村博行委員長 次に4点目、ただいまの③の監査報告書を令和元年5月27日に委員会に提出せず、同年6月17日の委員会まで隠蔽していたということでこれも事実の隠蔽に当たるのではないかという指摘に対してでございますが。

深井経済部次長兼農林水産課長 12月26日付けの監査報告書、これは12月24日にこちらのほうで受付をいたしました。報告内容について把握できない事項がありましたので税理士に確認してから議会へ報告させていただきたいという旨、この委員会でも報告をしておるところでございます。1月16日に広島の税理士を訪問いたしまして、内容を確認いたしまして委員会開催が2月7日となったために報告書の日付から報告まで時間を要したものでありますので、事実を隠蔽したわけではございません。

中村博行委員長 それで1から4までに関連してもう1点指摘があったのは、答弁の誤り、言葉ではうそという言葉も使われておりますが、そうした中で河口部長の量販店への小売、これは一部先ほど深井次長から説明があったように、青果販売の業務をそのまま受け継いだということを認められて謝罪があったということでもあります。もう1点、深井次長から答弁のあったラベルの問題について、古いプリンターを使ったからだとか

そういった指摘、今なお従来の形のラベル貼りが行われているのではないかというふうな御指摘に対して答弁を頂きたいというふうに思います。まず河口部長が量販店への小売を一部認めたというふうな言い方をされておりますが、これは確かに委員会で認められたと思っておりますが、再度これについて御回答いただければと思います。

河口経済部長 先ほど、深井次長からも説明がありましたとおり、ある量販店での取引の全てではなく、その一部に小売と言わざるを得ない形態の取引があったということで発言をさせていただきました。以前の産業建設常任委員会で発言したとおり、物の流れを見れば卸売業者から売買参加者の承認を受けているフジが購入し、店舗で販売する形であり問題ないと判断をしておりましたが、社員、それからフジの聞き取りから代金の流れを調査した結果でございますが、フジに卸売をし、フジが小売をしているものとは別に小野田中央青果がフジに販売の委託をしている、受けたものがありまして、その分については小売であるということでその辺を間違えていたということで、おわびをさせていただいたところでございます。

中村博行委員長 もう1点は深井次長の答弁のあったラベルの問題。

深井経済部次長兼農林水産課長 ラベルにつきましては以前の委員会の中でも答弁させていただきましたとおり、このラベルについては、その量販店のバックヤードにあります二つのプリンターを使って印刷をしていたものでございます。プリンターにつきましては大きいものと小さいものがあり、小さいものについては量販店の名前は出てきませんが、大きいプリンターで印刷したものについてはその量販店の名前が出てくるということでございます。これについては以前答弁したことと変わることはございません。

中村博行委員長 ラベルについて、いかにも青果販売がやっているような名前

のラベルになっていたと思うんですけど、その辺は中央青果のラベルではなくて、青果販売だけの名前が書いてあったようなラベルだったと記憶しているんですけども、それはどういうことですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 確かに青果販売と書かれたラベルが以前、存在しておりました。これは小野田青果販売の業務を停止した以降のものでございます。量販店のほうに確認をいたしましたところ、青果販売というところに小野田という言葉がありませんでした。あくまでも青果販売という表現になっております。これは量販店さんが新鮮な青果物を販売するという意図でその青果販売という表現を使ったということでございます。これについても誤解を招く恐れがありますので変えていただけないかというお願いをして、今は青果販売という文字もなくなっているところでございます。

中村博行委員長 一応、陳情書の内容についての答弁をしていただきましたので、ここままで委員の皆さんから質問を受けたいと思います。

森山喜久委員 再確認なんですけど④番の監査報告書の提出の遅れの事実の隠蔽についての答弁をもう一度お願いします。

深井経済部次長兼農林水産課長 監査報告書につきましては、12月24日に受付をしたところでございます。その報告書の内容が十分に把握できない状況にありましたので直接、広島税理士のところに伺いまして、内容を確認した上で委員会に報告させていただきたいということを12月の委員会でも申し上げたところでございます。それをその上で1月16日に実際に広島税理士のところに伺いまして、内容を確認しました。そのあとで委員会の開催が2月7日の開催でそこで報告をいたしましたので、その内容を確認するための時間を要したということで事実を隠蔽したわけではございません。

森山喜久委員 答弁が違うんですね。もともこの監査報告書は令和元年5月27日に委員会に提出せず、同年6月17日の委員会まで隠蔽していたこと、これが事実の隠蔽ではないかという形の質問だったんですね。それについての回答をお願いします。

中村博行委員長 最初のやつやね。今答弁されたのは最近の報告書でしょ。あれは検査結果という形で、その前に幾つか黒塗りがあった分。

深井経済部次長兼農林水産課長 3月に報告のありました検査報告につきましては取締役会の3月20日の取締役会の中で前代取から報告があったものでございます。これは中央青果が税理士にお願いをして監査をしてもらった報告ということで前代取から取締役に報告があったところでございます。そのあとの内容については精査をする必要があったと。それにそれなりの時間を要したというところで報告が遅くなったということでございますので、これも決して隠蔽を意図したものではありません。

中村博行委員長 最初の分の報告書やね。広島のと税理士からの報告書っていうのが委員会に提出されたのはいつなのかそっちで分かりますか。指摘では、6月17日に初めてっていうふうな私も確認漏れやった。委員会に出されたのではないような気がします。

森山喜久委員 この件に関しては、事前に6月議会の一般質問で山田議員への資料として出されたものが、私たち委員会のほうはその後になってという形の中でそれはいかななものかと、当時は3月19日に委員会があったときには明日、監査報告がありますと。外部監査があるという中でその報告を受けて、またこちらの委員会に報告するというふうな発言があったにもかかわらず、5月27日の分はノーペーパーであったと。先に6月になったら山田議員の一般質問の資料で添付されたと。その後に委員会に示されたというふうな流れだったと思います。

中村博行委員長 一番問題なのは今、御指摘があったように3月19日に委員会を開いて、翌日に取締役会がありますよというところで翌日に社長交代が実はあった。あったわけですね。その報告も随分遅れたわけですね。それと一緒に遅れたということになっていたと。これが言われるのは事実の隠蔽ということにつながってこようかと思うんですけども。この辺の流れは人事異動等もあったりしてそういう状況もあったというのがある程度推測できるんですけども、実際に非常に重要な案件、事柄であった社長交代についての報告まで随分と後日、謝罪は当然あったわけんですけども、この辺があれば社長交代にもこの辺の検査報告にしても監査報告書にしても、委員会への提出が遅れたことがそのまま裏を返せば当たるのではないかの指摘と思います。これについて答弁をお願いします。

河口経済部長 今言われたことは事実だというふうに思っております、委員長とお話の中で社長の交代も報告が遅いということも御指摘もいただいたところでございます。これにつきましては本当に私たちの配慮が足りてないということで大変申し訳なく思っております。ただ、隠蔽をする意図で遅らせたということではないということだけ了承いただければというふうに思っております。大変申し訳なく思っております。

森山喜久委員 議事録の偽造というふうな表現の中なんですけれども、3月20日開催の取締役会の議題は何だったかを教えてもらえますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 3月20日の取締役会の議題は平成29年度の中央青果の監査報告ということでございます。外部検査の報告ということでございます。

森山喜久委員 先ほど言われたように登記のための議事録が偽造されたという話の分と今の議題は違うんですね。外部委託した経営分析の報告が議題であって、その議題の議事録がないとおかしい。それを先に役員交代

の分だけ決定した部分で言えば、今言われたように、議題がない中での議事録の策定というのはおかしいんじゃないかっていう部分で示されたと思います。

深井経済部次長兼農林水産課長 確かに役員の交代については議題には上がっておりません。先ほど言いました監査報告、その後で前代取から私の進退について皆さんにお諮りするという発言があったのを受けて、取締役会の中で緊急動議ということで、それについて審議したところでございます。その中で、取締役を交代するということになりまして、これについては登記が必要だということでその部分だけの議事録を作成して代表取締役交代の登記の手続をしたところでございます。

高松秀樹委員 今、深井さんが言われた議事録の話ですけどこういう出し方をされると監査報告については、議会にこのとき出すことをはばかるというふうにはしか見えないんですよ。議事録をちゃんと書けばいいのにわざわざこの監査報告のところを省いている。さらに監査報告は今さっきあったように、議会提出の後なんですよ。監査報告書はそもそも3月13日に税理士から提出されておるんですよ。3月20日に取締役会で議題とされておるんです。なのに委員会に提出されたのはずっと後の6月17日ですよ。そういうことを考えると、ここに書かれているように隠したんじゃないのかって思わざるを得ないんです。普通ならこういう議事録というのは証拠書類①という簡単な議事録で済ますわけがないと思っているんです。わざわざこの議事録を作ったんじゃないかというふうに思わざるを得ないんです。でも最終的には監査報告を議会にも出すようになってしまったんで、それを考慮すれば議会に監査報告書を出さないで済む方法は何なのかって、そうじゃないにしても模索したように見えてしまう。それはやっぱり議会と執行部の関係上どうなのかっていう陳情書なんですよ。そうしないと物事が先に進みませんよって話だと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

中村博行委員長　そもそも議事録が完成したのはいつですか。とりあえず登記しなければならぬということでその部分だけやられているんですけど、全体ができ上がったのはいつですか。

深井経済部次長兼農林水産課長　記憶が曖昧ではございますが議事録が出来上がったのが5月の終わりから6月の初め頃だったというふうに思います。

中村博行委員長　指摘によると5月27日に委員会があって、そのときに出していないと。そのときはできてなかったってことなのかな。今の答弁でいうと定かではないが、5月の末から6月初めぐらいって言われたと。物理的に5月27日は提出できんということにはなるんですけど。

高松秀樹委員　どういう話かっていうと5月27日、私はいませんでした、5月27日に産業建設常任委員会が開催されているんですよ。5月27日の調査事項にこの監査報告書を上げてもらったら困るというふうな見方になるんです。つまりこのときにここに書いてあるとおりとすると、監査報告書の協議がされてない偽造された議事録を出していると。されているのを出せばそれを出せという話になりますよね。そう見るしかないよねというふうに思うんですよ。全部表に出すならちゃんと時間もたっていましたから出せばいい。要は議事録をいわゆる偽造みたいな形で出している。ちゃんとした議事録を出してれば、これ読んだときに監査報告のがあるでしょうと一緒に提出しなさいというふうになるんですけど、これ見る限りはそんなことは答えなくて、代取の変更のみであってこれだけかと。こういうふうに議会を惑わしたんじゃないのかっていうふうに見えるんですよ。そこでここに書いてあるように、まず証拠書類1の議事録、これは偽造だったんですか。捏造だったんですか。

河口経済部長　これについては、偽造ではなく先ほど次長が言いましたように、代取の交代のための登記のために必要な事項、法務局から言えば、その部分だけがあれば登記ができるということの認識がうちのほうにもあり

ましたので、その部分だけを作ったのでわざと監査の關係とかを外して作ったということではなく、まずは登記のために必要であったと。そのあとに會議録の提出といいますか、そういうのをするとき、まだできてない状況なので、今ある會議録を提出させていただいたということでございますので、こちらとしては、捏造とか違うものを出していこうっていう、本当はそこで説明してこれはこういう状況の會議録ですということの説明をすべきだったというふうに思いますが、捏造して違うものを出して惑わそうという意図はありませんでした。

高松秀樹委員 あったかなかったかって、これは水掛け論になるんで事實關係は難しいんですけど、常識的に考えて出ている議事録が17ページの議事録ですすぐ作れるはずなんですよ。こんなものに1か月も2か月も掛かるような内容じゃない。それを作らなくて、1枚ものを出してきたというふうになれば何を隠しているのかなって想像せざるを得ないような状況ですよ。これが真摯に向かい合っていないっていう話。民間会社の社内的にやっても問題ある話だと思うんです。それをこういう出し方をする。つまり二つ出してこられている。両方、議事録って書いていますよね。同じ日にち、同じ時間、そうなるとこれいったい何ですかと、こういう出し方がいいんなら幾らでも作成できますよね。それはおかしくないですかっていうこと。今、河口部長は正当性を主張されているんです。僕たちはおかしいんじゃないかっていっているんです。そこはどうか。

河口経済部長 おかしいとか言いますか、議事録がそのために作った議事録であることと、時間が掛かったということについてはおわびをしないといけないこともあると思いますけども、二つあった中でこれはこういうふうな使い方をしないといけない議事録であるということと二つあることが駄目だということではないのではないかというふうな認識をしております。ただ、そういうふうなことを思われるようなことをしたことについてはおわびを申し上げなきゃいけないなというふうには思っており

ます。

高松秀樹委員 登記のために作られたということですが、登記はいつされたんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 3月29日に手続が完了しております。

高松秀樹委員 約9日間ありますよね。9日っていったら作って出したほうがよかったんじゃないですか。わざわざ疑義を生じさせるようなことをしなくても、ちゃんと出していれば、この部分はなかったんですよ。我々もこういう陳情書を受けて、この部分をこうやって執行部と協議することはなかったと思うんですけど、この部分が真摯じゃなかった。忙しいという言い訳をされるんでしょうけど、結局こういう時間をまた作らざるを得ないようになったとは重大だと思っています。そこはしっかり反省すべきところは反省すべきだと思います。

河口経済部長 今言われましたように、時間が掛かったということについては先ほども申し上げましたけど大変申し訳なく思っておりますので、できるだけ早い時期に会議録というのは作成すべきものだというふうに思っています。反省をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

中村博行委員長 この時期にさまざまな点で後追いで委員会のほうで出た情報を投げかけて後から出るというようなことが相次いだというのはありましたね。

岡山明委員 こういう議事録が執行部からもらったんじゃなくて市民懇談会のほうから議事録頂いてそういう状況で読ませていただいとるということで、委員会としては非常に申し訳ないけど情けないと。みじめな思いをしたんですけどその辺、第三セクターというのもあるけども、第三セクターである程度開示も必要なんだという部分も話されたと。最初の懇談

会で話もされたと。そういう状況の中でも市が情報提供がされていない。いろいろ状況的に委員会としても不安と同時に疑惑というかその辺を疑う状況に市がそういう方向にされていると。その辺は私はちょっとおかしいと思います。私たち委員会のほうに議事録が懇談会のほうから出ていると。経緯についてお話を聞きたいんですけど。

河口経済部長 岡山委員が言われますように大変申し訳なく思っております。会議録もそうですし報告書のほうも山田議員の資料恵与によって皆様方に配布すると、後手の対応になっているということでございます。先ほども会議録につきましても、株主のほうからそちらを通じて、委員の皆様の方に渡ったということで本当に大変申し訳なく思っております、私たちの配慮が足りてないということで、反省すべきところだというふうに思っております。今後こういうことのないようにしていきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

中村博行委員長 この時期はそういうことが続いたんですよ。そのときの体制に問題があったのかなというように思います。あとはいずれにしても、関連してくることがあると思います。一旦置きましょう。次に広島 of 税理士から出た検査結果についてお聞きをしようと思います。まず一点ずつ行きましょう。元帳など、帳簿がない。直販をやっているからそういう状況になっているというならば、執行部も一緒に悪い言葉で言えばグルじゃないかと。これについてはどういうふうに。

深井経済部次長兼農林水産課長 帳簿がないというのは、平成29年度以前の小野田青果販売のことだろうと思います。これは税理士からも指摘をいただいていたことでございますので、平成30年度からは青果販売においても元帳を作成、整備したところでございます。

中村博行委員長 このところで私はこういうふうに受けたんですけども、委員の皆さんで後から会計帳簿等々についてやりますので、次に1, 50

0万円が消えているという指摘やったんですけど、ちょっと分からない部分があっって、ある方が言われてもう一方の方が、いやそれは待て、待て、それはちょっと違うっていうのがあって指摘をされたんだけど、その辺の差入保証金の件で、これが議事録等々…。これはおきましようか。次に広島税理士さんのほうへ16万5,000円払われた。これに本当に意味があったのかという指摘、これはTKCの関わりがありますので、TKCのところで経理処理の保管義務が7年あってこれは請求できるものだから、広島税理士さんのほうに行く必要はなかったのではないかと。16万5,000円に本当に意味があったのかということでこれについて。

深井経済部次長兼農林水産課長 この16万5,000円、これが高いか安いかは別にいたしまして、これは市が広島税理士さんに平成30年度の中央青果の監査をお願いした委託料でございます。調査をお願いした委託料でございます。この調査の結果、広島税理士さんのほうから、大変厳しい御指摘を頂いたところでございます。それを受けまして、市のほうとしてもどのような対策をとっていけば、どのようなことをしていけばいいのかということで方向性だけでも見直すことができたというところで、これについては意味があったというふうに考えているところでございます。

中村博行委員長 何かもうちょっと意味があったというような具体的に言ってもらったほうがいいと思います。こういう点、こういう点ということで。

深井経済部次長兼農林水産課長 調査結果のまとめといたしまして決算書、前代取及び経理責任者に対しまして経理処理をする具体的方法及び内容について、十分な聞き取りが必要であってその結果により監査方針を決定して監査を行っていく必要があるというふうなまとめになっております。これを受けまして市といたしましてもこの度条例の改正上程しておりますとおりに、市の監督管理を強化しておるところでございます。そのように

市としても卸売業者に対する監督指導、これを強化していかなければならないという方向性を見出すことができたというところでも意味があったというふうに考えておるところです。

中村博行委員長 今のところであればこれは市は12月27日の去年報告書を受けていますね。

高松秀樹委員 議会に提出されたのは年が明けてからですが、それを見ると前代表者及び経理責任者に対し、経理処理の具体的方法、内容について十分な聴取が必要であり、その結果により監査方針を決定し監査を行っていく必要があると。後段部分は今少し言われたんですが、これを受けて代表者及び経理責任者に対して、十分な聴取も既に行っていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 申し訳ございませんがまだ行っておりません。

河口経済部長 前代取につきましては連絡を取りますが、なかなか通じないというのが一つあります。それから経理責任者、税理士のほうですけども、これにつきましてはお話をする中で、調査を再度していただいている状況でありますので、昨日もお話に伺った中で、今それをやっている最中でございますということでもあります。

高松秀樹委員 前代取について電話をしていますが高松委員が言われたんですけど、それは1回も連絡がとれないんですか。それども何回かとれているんですか。さらに取れない場合は例えば御自宅に訪問したりということも行われているんですか。

河口経済部長 電話連絡をしておりますが、折り返しの連絡もないし、御返答もございません。ただ今、高松委員が言われますように、家まで行って訪問したかということですが、それは以前、内部それから、委員さんからもありましたが、そういうこともしていくべきだということ

でございますが、まだそこまで至っておりませんので、税理士のほうに状況を把握していただいているという状況でございます。これは今から前代取のほうの家にも伺っていきたいというふうに思っております。

高松秀樹委員 それをせんと先に進まないですよ。新たな局面を迎えようとしているのにその前の段階がクリアできてない。今の話は連絡が取れないからとずっと取れなかったらどうされるんですか。諦めるんですか。あなた方が16万円幾ら払ったら、結論として十分な聴取が必要であるということを書かれているのでそれはやっぱりきちんとしないと次に進めないような気がして、ここが一番大事なところかなと。いろんな噂がありますけどそうじゃない可能性だってあるわけじゃないですか。それを明らかにしていけないと、今後の中央青果を含めて市場っていうのがなかなか不透明感に覆われて、見えないものが僕はあると思いますけどその辺はいかがでしょうか。

河口経済部長 高松委員が言われるとおりでございます。次の段階、いろんな新たな経営者といいますか、代取を交代するという話も当然しておりますので、そこをしっかりとしていけないといけないというふうに思っておりますので、早急に進めていきたいと思っております。申し訳ありません。

森山喜久委員 部長は早急にというふうに言われたんですけど、昨年3月19日に出てきた監査報告書でも中央青果の部分で言えば、中央青果の経理処理に信ぴょう性はあるとはいいい難いと。藤永社長の恣意的操作の結果であると申し上げても過言ではない状態にある。青果販売についても藤永社長には極めて重大な責任が生じることになり、社内の役員会、株主総会等において真偽確認が実施されるべきであるというふうな報告もあるわけで、それを受けて言えば、開設者である市として3月20日に受けてから、何をしたのかということとこの12月22日の報告書が上がって、それでもいまだに早急にするというふうな答弁があったんですけど、もうやらなきゃいけないのは昨年の3月からと思うんですよ。

そういうふうに、その間のタイムラグというのはどういうふうにお考えでしょうか。

中村博行委員長 実質日々の業務とそれとやるということについて実際できなかったのでは努力が足りなかったのかというようなことになろうかと思うんですけども、その辺りも含めて回答してください。

河口経済部長 去年の3月20日以降から指摘があって、3月20日の報告書の中では全体のヒアリングがされた中で報告書が出ているというふうに判断しております。そのタイムラグということはありません。うちとしては今の中央青果、卸売業者をどういうふうに社長の交代とかも含めてお約束したことを果たしていかないといけないということも含めて、いろいろ取組、動きをしてきたところでございますが、同じことを言われている中で進んでないということについては、なかなか連絡もつかないという理由もある中で大変言い訳で苦しいんですけどもそれが進んでないというのは大変申し訳なく思っておりますので、早急にその辺はやっていきたいと思っております。

森山喜久委員 なかなか日常業務に追われているっていうのは理解できるんですけど、この間もやっぱり聞き取りを行うとか、早急に行っている形の分は裏返せば、やっぱり日程を決めてないという部分が一つ進まない理由なのかなっていうふうに思っています。その辺も含めていつまでやりたいというふうな意気込みがあれば、その辺を教えてください。

河口経済部長 税理士とは昨日もお話をさせていただいておりますが、まだ十分な回答を頂いていません。その辺は来週、お話がいただけるかもしれませんが、前代取につきましてはしないといけないということも当然ありますので、2週間以内にはお話を伺える状態を作りたいと思っております。

森山喜久委員 ぜひよろしく申し上げます。

高松秀樹委員 先ほど深井社長が平成30年度も元帳を整備しましたって言われましたよね。これをもう少し詳しく教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 青果販売の元帳が平成29年度以前はなかったということを税理士のほうからも指摘をされたところがございます。ですので、青果販売につきましては、中央青果と同じように元帳をちゃんと整備をしたシステムの中で会社の体を成すような形の元帳を整備したというところがございます。

高松秀樹委員 これ元帳ですよ。これに附属するのがいろいろありますよね。何を整備されたんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 大変申し訳ございません。青果販売につきましては、元帳が整備されたというところは確認をしておりますけれどもそれに附属するものというのはまだ、確認をしていないところがございます。ただ、元帳を作成するには当然、伝票であったりそういったものは必要になりますので、それはあるというのは確認をしております。

高松秀樹委員 僕も簿記はプロじゃないから分からないんですけど、元帳って最後にいろんなものが集まって一つだと思います。現金出納長とか預金出納長、売掛台帳、買掛台帳とかいろいろあるんですけど、それがもう今、全部整備されてその積み重ねの元帳も整備されているというふうに思っているんですか。それともラベルが元帳と貼ってあるということですか。そういうふうにしか聞こえないんです。御存じでないから。

深井経済部次長兼農林水産課長 私も経理のことについてはまだ、1年間やっておきながらまだ勉強不足のところは多々ございます。青果販売に元帳についてはあるということとそれの基となる帳簿類があるというところ

だけしかまだ確認をしていないところがございます。

高松秀樹委員 是非、委員会にその元帳を提出してください。ちゃんとできているかどうか。確認をしたいと思えますけどそれ以前の問題で、平成30年度から元帳を整備しましたって言われますけど既に合っていないですよ。平成30年度ゼロから始めたわけでしょ。数字が既にあるでしょ。平成29年度、28年度とずっと過去の数値が元帳って単年度じゃないんですよ。過去のを全部引き継ぐんですよ。その元の数字をどうされたんかなとか、分かりますか。繰り越している元があるんですよ。その数字が合っていないでしょう。それなのに元帳を作って今からきちんと合うかもしれないですけど、過去の整合性が取れなくなると思うんですけど、平成30年度は作ったっておっしゃったんでどういうふうに処理をされておりますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成31年度につきましては4月と5月の2か月間でございますが、実は2か月間のものについてはまだ作成をしていないところがございます。当然議員さんがおっしゃいますように過年度のものを当然引き継ぐわけでございますが、平成30年度の元帳につきましても平成29年度以前のその数字が繰越しというところで引き継がれていると見ておるところでございます。

高松秀樹委員 そこはちゃんと見たほうがいいし提出できるものだったら提出していただければちゃんと見ますので。今の青果販売の話ですけど検査報告書によると、中央青果の売掛台帳ではとこういう一文があって2,000数百万円の開差が生じていると。こっちは額が恐らく青果販売よりでかいはずなんですよ。こっちはどういうふうに今後されるんですか。これ書いてあるのは2,000数百万円について売上げが除外されているか過大に売上計上されている。この精査は今どうなっていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 これにつきましては税理士に御指導していた

だきながら進めていきたいということしか今は申し上げられません。

河口経済部長 前回の委員会でもお話をしていただいたように、これにつきまして御指摘があった中で、まず、平成30年度分から伝票をそれぞれ突き合わせてみるという指示がございました。そうすることによって、経営責任の問題とかも発生することもあるということでございますので、それを今やるように伝票を集めているところで持ってきて調査をするような準備をしているところでございます。

高松秀樹委員 恐らく無理やね。今の話では。チームを作ってしっかり、恐らく時間が掛かるし、この報告書を見ると伝票とかがいわゆる既にある可能性も示唆されているような気がします。2,000数百万円のこの差ってというのは。全てしっかりしていたら広島税理士もきちんとできたはずなんですよ。できないとはどういうことかっていうのが分からないんで、やっぱりチームを作って中に入って行って全部やらないと例えば深井さんとか職員だとかっていうレベルじゃなかなか恐らく難しいと思います。

河口経済部長 そういう形で一応中央青果と職員も併せて調査をやっていくということで、前回お話をさせていただきました。確かに開差があるものの何がそれをさせているのかということもあります。青果販売の部分、それから先日もちょっとお話ししました諸口といたしまして、何人かのものがまとめて書いてあると。ただそれが突き合わせができないという状況もあるというふうに思っておりますので、高松委員が言われるような形でチームをどういうふうに作っていくかということも当然ありますので、その辺は十分検討して進めていきたいと。ただ、時間が掛かるというふうに言われていますので、その辺はしっかり頑張っていけないというふうに思っております。

中村博行委員長 この件については肅々とやってもらうという形になるのかと

思います。

森山喜久委員 その中でも元帳がないとか伝票がというふうな話もあったんですけど、そもそも、もともと8月末までに報告書を上げてもらおうと、検査報告書を見てもらうという形の分が、契約上は1月の末だったにもかかわらず、当初8月末というふうだったのがここまで延びた理由は何でしょうか。

中村博行委員長 意味が分かりますか。もう一回分かりやすく。

森山喜久委員 当初、この検査報告書自体は8月末にはお示しすることができるという形で執行部のほうが答弁しているんですよね。それが12月までずれ込んだ理由は何でしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 契約につきましては、当初から1月末というところでありましたけれども、8月中には税理士のほうから報告書が出てくるのではなかろうかと期待をしておったところでございます。しかしながら税理士から不足する資料があると。その提出を求められ、提出した資料について修正も求められております。これは、前回の委員会の中でも答弁したとおりでございます。そういった不足する資料の策定、あるいは求められた修正、そういったところに非常に時間が掛かったというのもこの報告書の提出が遅れた理由の一員であろうと思います。

森山喜久委員 全部質問をしなかったんですけどその不足する資料、それを作成するっていう部分は具体的にどういったものなんでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 求められた資料と不足分として求められた資料は売掛台帳と買掛台帳でございます。これを全部プリントアウトいたしまして、税理士のほうに直接持って行ったわけですが、税理士がそれを見られてエクセルに落としてくれというふうに言われましてこの

作業をいたしました。私としては台帳が入っているシステムの中で簡単にエクセルに変換できるというふうに思っておりましたが、それができませんでしたので全て手作業で一つ一つエクセルに落とすところでございます。この量というのが1業者1か月1枚ぐらい、一つの業者で売掛がありましたら12枚ということになるんですけれども、全ての量が10センチ幅のファイルで3冊もあると、膨大な量がありましたので、その作業に時間を要したというところでございます。

中村博行委員長 経理関係はまた後でやろうと思いますが、それではあと二つほど確認をしましょう。取締役会、株主総会かもしれませんが決算書は誰が作ったのかという質問に対して、前代取が作成したというふうに深井次長が答えられていると。深井社長といいますかね。また次には決算書を作るので何もできなかったと。この二つの言葉を突き合わせてみると全く整合性が取れていないということで説明が要るんじゃないかと思えます。

深井経済部次長兼農林水産課長 前回、前代取が作成したというふうに答弁いたしましたして、これは明らかに言葉足らずでございました。これについては深くおわびを申し上げたいと思います。決算書の資料につきましては、当初私1人が作りました。それを税理士さんのところに持って行きましたら駄目出しを食らったところでございます。訂正等、また、資料が不足しているというところもありましたので、ほぼ1からやり直さなければならぬという状況でございました。それがその経理に関する知識のない自分ではとても無理な状況でございましたので、前代取に協力をいただいたところでございます。前代取に指導を仰ぎながら、作っておったんですけども、途中から前代取にお任せをして私はその横で数字の確認であったり年度報という1年間の数字が上がっているものがあるんですけども、それとの数字の確認であったりという雑用のような形しか取ることができませんでした。ということで最終的に藤永さんに作っていただいたというところでもそのような答弁になってしまいました。大変申

し訳ございませんでした。

中村博行委員長 何か言葉が足らんやったというか実際にはそういうふうの手が掛かっておったということ。それから市の職員と中央青果の役員の件が原因で職員の意識が非常に希薄であるというふうな指摘があります。これはどういうふうに取りられますか。こういう指摘に対してです。今までの状況から見て、こういうふうな指摘になったと思うんですが。

河口経済部長 会社の役員と市の職員、取締役も兼務してやっておりますので、基本的にはなかなか経営には携わったことがない人間がそういうふうな形で携わってきたということもありますので、市場に精通して経営を任せられる人材の確保が最優先であるというふうに考えながら、取り組んでおるところでございますので、職員の意識が希薄というのは、なかなか一生懸命運営をしていかないといけないという意識は当然持っておりますが、それを外から見たときにどういうふうに思われるかというのはあると思いますが、基本的にはそういう意識が希薄という気持ちは持っていないくて、進めているところでございますが、そういう経験がないということで大変申し訳ない部分はあったかなというふうに思っております。

中村博行委員長 現状といいますか、結果がこういうことで指摘をされているんだと思いますので、その辺は気を付けてほしいと思います。ここまではかにあれば。

宮本政志委員 三つお聞きしたいんですけど一遍に言わずに一つずつで。今の決算書、深井さんが作られたとおっしゃいましたよね。桑原さんの検査報告書には決算書作成税理士含むと書いてあって必ずとかじゃなくて、一般的には税理士が大体決算書を作るというイメージを私は思っているんですけど、この税理士っていうのはどういう立ち位置なんですか。例えば顧問料がどれぐらい年間発生しているとか。あるいはまったく無報酬で作成された決算書を見るだけとか。どういうことをされているんで

すか。何で作っておられるのかなど。

深井経済部次長兼農林水産課長 決算書を作るための資料を作成したということでございます。その資料を税理士のところに持って行って、税理士のほうで決算書という形にしております。

宮本政志委員 それが1点目です。それとさっきの高松委員の質問に戻っていくんですけど、先ほど元帳は平成29年度以前はなかったわけでしょ。平成30年度いきなりぽこっとできたってことですよ。元帳をこの委員会のほうに資料として提出してもらえないかっていう御意見だと思うんですけど、元帳ができたってことはそれまではなかったと。でもぽんとできるということは、ほぼほぼ元帳を作るための材料っていうのがもうほぼそろっていないと元帳ってできないんですよ。ということは元帳そのものを資料で委員会に出してきても元帳の信ぴょう性がなかったら税務署とか見たときにはとんでもない話なんですよ。だから元帳を作成するに当たった資料関係というものは、提出は可能なんですか。これは深井さんに聞くのか、委員長に聞くのか分からんけど。元帳の信ぴょう性を図るには元帳を作るための材料を見ないとこれでできた元帳で本当に信ぴょう性があるのかっていうことなんか、これだけそろっていたら元帳は確かにできるんだろうけど、じゃあ何で平成29年度以前は来てないのっていう話にもなってくる。その辺り委員長かな。

中村博行委員長 これ前から出ているんですけど、例えば期首、期末が当然あると思うんですけど期首が設定できないということでもありますよね。平成29年度以前のものがないということになれば。

中村博行委員長 それで元帳を提出されるかどうかっていうことはこれからだと思いますが、その辺を見れる材料とかいいですか、そういったものはできる限り我々が見てもどの程度分かるかという点もありますけれど。

宮本政志委員 もっと簡単に言うと、例えば去年、一昨年できたような会社だったら初年度のものミスがあってといたら、大体追っていけばとなるんですけど、長い企業で総勘定元帳自体を考えるとあり得ないし、そういうものがなくて今度できるって言ったら考えにくいんですよ。それまでないものぼんとできるんなら過去もすぐできるはずなんです。その辺を確認するのに元帳の信ぴょう性が崩れるとそもそもが崩れますから、その辺りの論拠を持てるような資料が見たいというのと、三点目が前代取への聞き取りとか経理担当者に聴取という話が出ましたよね。できんやっただけはどうされるおつもりですか。それは聴取しようという努力はされるんでしょうけど、結局聴取できませんというときはどういうふうに想定されているんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 元帳のことをございますけれども逃げるわけじゃないんですけど、これは私が代取になる以前のものでございます。平成30年度ですから私はまだ取締役という立場でおったときでございます。元帳を作成するには当然、それなりに台帳であったり、帳簿、そういったものが必要になるわけでございますので、それについては当然あったと。青果販売の台帳であったり、帳簿というのは、なければその元帳を作ることはできませんが、その量というのがやっぱり膨大な量になりますので、そこまでお見せするのがいいのかどうかというのはいかなりの量がありますから。

宮本政志委員 例えば何千枚の資料を出してくれというのではなくて元帳を作るに当たって、どういったものがちゃんとありましたと、それで元帳を作っていますよってという一覧表でいいですよ。どさっと資料を持ってきてくれというわけではなくて、それは可能ですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 例としてこういったものですよというのは可能だとは思いますが。

河口経済部長 前代取の聞き取りができなかった場合はという話がありました。先ほど言いましたように、できるように努力をすることは当たり前の話ですけれども、できなかった場合、できないかもしれませんが基本的には税理士のほうは絶対にお話ができると思っておりますので、その辺から話をしていくしかないというふうに思っております。

岡山明委員 今の話でいくとこの報告書が出ているんですけど元帳が出たときに信ぴょう性っていう部分で数字が合ってくるかどうかという部分でしょう。最終的には。数字が合わないと話にならないんだから。そこにそういう数字が合うということで信ぴょう性が出てくると私は思っているんですが。その辺は間違いなく今後数字が出るということですよ。

中村博行委員長 数字が合わないということは指摘されているから、そういう資料を確認するということはできるかもしれないけど。

岡山明委員 合うまでやっていただかないとお金が出たとき、そのお金はどうしても市民に掛かってくる。合うというのが最終的な要件と思います。それは市の仕事じゃないかと思う。

中村博行委員長 休憩なしでやってきましたけど、ちょっと休憩しましょう。中途半端ですけど目安は27分ぐらいでお願いします。それではここで一旦休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時27分 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。次は先日の市民懇談会で指摘を様々受けておりますので、これについて調査をしたいと思っております。まず時間の関係もありますので明確な回答をお願い

します。まず最初に指摘を受けたのが平成30年度の決算額における買掛金、売掛金に数字に違いがあるという点です。これは何の違いかという委員会に出された2月18日の委員会でそれ以前、株主総会で出された資料にする数字に違いがあるということの指摘です。普通考えればあり得ないことだと思えるんですけども、これはどういう原因でそういうふうになっているかということの説明をいただきたいと思えます。

深井経済部次長兼農林水産課長 株主総会は臨時に11月26日に開催をいたしまして、そのときに株主さんにお配りした資料と先般、この委員会に提出した資料が違うというところがございますが、この委員会に提出いたしました資料は3月末の時点での買掛金、売掛金についてのものがございます。これは決算書に沿ってということがありましたので、そのとおりにしたものとございます。11月の株主総会のお配りした資料につきましては買掛金の支払及び売掛金の回収についての説明資料でございます。これについては10月末の時点での買掛金があるところ、及び売掛金があるところ、それだけをお示ししたものとございますので3月末と10月末というところで数字が違っているということでございます。締めが違うということやね。

中村博行委員長 ざっといきましょう。次に中央青果と青果販売の社長が同じであったことからそういった取引業者というかそういう人が逃げていったというような指摘がありますが、これについて。

深井経済部次長兼農林水産課長 中央青果と青果販売の社長が同一であったということにつきましては、誤解を招いていたところがございます。そういう事実を把握しましてからは青果販売に対しましてはせりへの参加も禁止あるいは先取の禁止を指示したところがございます。業者が去ったという原因が中央青果と青果販売の社長が同一であったかどうかというのは、まだこちらのほうでは不明なところがございます。

中村博行委員長　それが原因であるかどうかというのは分からない。帳簿の点検ができていない。また経理がないという点についてはどういうふう
に考えていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長　売買参加者の未払金あるいは取引に係る書類のチェックというのは場長が行っているところがございますが、会社の帳簿についてのチェックを行ってはおりません。条例上は市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは卸売業者の業務、財産の状況を調査し帳簿書類その他の物件を検査することができますというふうになっております。そのやり方については頻度とかタイミングとか、そういったものにつきましては他の市場の状況等をお聞きしまして、それを検討していきたいというふうには思います。

中村博行委員長　次に倉庫に梨の箱が積み上げられていると。以前、カボチャと同様なことがあったわけですが、こういう事実について把握をされていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長　これにつきましては私自身は把握はしていません。

中村博行委員長　この点は委員会のほうも受けたところで、市場実際に行ってみるかということで委員会としても市場には出向くけども実際にその中については把握してないというふうな対応したんですけど、高橋場長その辺りは。

高橋農林水産課参与　梨の山積みは私は見ておりません。ただ古くなったものってというのは全て箱を空けて処分をしているってものは見ておりません。そういった事実はありました。箱の山は確認はしておりません。

中村博行委員長　そこから指摘されているのは、その山積みになって悪くなっ

たものが処分されていたというふうな指摘だと思います。

高松秀樹委員 今の梨の件はもちろん我々も見てないから分からないんですけど、今、場長も社長も見てないから分からないということですけど、伝票を追えば調査はできますよね。どっから入って、いつ、なんぼ出たと。出てないのはどっかで処理されているので。それは調査していただけますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 確かに伝票が残っておりますので、伝票で確認してみたいと思います。

中村博行委員長 カボチャの件も結局、みんな駄目にして市のほうで処分されたということで指摘があって、これは2回目ということになりますね。調査してください。それから梨についてはJAから入っていると思うんですけども、その価格が適正かという辺りについてJAのへの配慮があるんじゃないかという指摘なんですけど、この辺はどういうふうに考えておられますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 梨が出荷される前に生産者、卸売業者、JAの3者が集まりまして会議の場がございます。そのときにはその年の梨の生育状況の報告、それと前年の梨の相場価格、これをもとに相場価格が今年の梨については大体このぐらいになるのではなかろうかというような話はあるようでございます。そして実際に梨の出荷が始まりましたら、生産者と直接、価格につきましては梨の育成状況を元にそれと昨年の夏の相場価格もそういったものを参考にしながら、卸売業者と生産者との間の協議で価格は決まっているということ

中村博行委員長 この指摘は当たってないという認識ですか。次に全農に対しての出荷奨励金というのはいつから始まったのか。この辺に条例にそういった規定があるのかどうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 出荷奨励金につきましては確かに現行の条例の中にはございません。この出荷奨励金の支払が始まりましたのは地方卸売市場が開設をされた年の昭和58年7月1日に山口県経済農業協同組合連合会というところと売買基本契約を結んでおります。この売買基本契約の中の一つの条項として出荷奨励金が挙がっております。先ほど言いました。契約の相手方につきましては全農というふうに組織は変わっているものでございます。

中村博行委員長 次に中央青果の存在意義はあるか。この辺りを言われているところについては会計の信ぴょう性について不確かなもので地産地消の貢献度が果たしてあるのか。手数料の規定違反などがあるのではないかとというような指摘があって中央青果の存在意義があるかという指摘なんですけども、これについては以前から答えられている部分ではあると思います。

河口経済部長 中央青果の存在意義ということでございますが、本市場におきまして唯一の卸売業者でありまして、現時点におきましては必要不可欠な存在ではありますけども、現状経営状況等の改善をすべきところが多々ありますので、その点については改善して市場活性化のため中心的な役割を担っていただきたいということで必要があるというふうに考えているところでございます。

中村博行委員長 次に高橋場長の配置による改善はクエスチョンであると。いろんな点で場長が把握されていない点が多々あるのではないかとというような指摘ですけども、実際に場長が市場の中でどういった仕事をされているかということも含めてお答えいただければというふうに思います。

高橋農林水産課参与 私の業務ですが、まずはせりの監視、それから売場にある品物の目視、それから日々の販売原票のチェック、売買仕切書のチェック、それから支払明細書の確認、後は日々の市況、日々の売上高の確

認、月末には月報ができますので月報での取引高、あるいは未収金、あるいは買掛金、そういったものの確認をしているということが業務です。ただ、皆さんから御指摘を頂いておる、いろんな点把握できてないという御指摘に関しては、私の能力に対する評価ということでそれはそれで受け止めさせていただきまして、それについてのお答えは特に持ち合わせておりません。

中村博行委員長　それから過去において宇部市場では大なたが振るわれて結果行政がチェック機能を確立したということがありますがこの辺についてどういうふうな評価をされていますか。またそういうことを確認されればこれならってされるかどうかも含めて。

深井経済部次長兼農林水産課長　本市におきましても強化、厳格化していく必要があるものにつきましては、売掛金とかそういったものにつきましては本市としても検討していく必要があるというふうに考えております。

中村博行委員長　それから市場と中央青果が、第三セクターイコール行政という言われ方をしていましてこれに将来見通し、今後の対策というか計画方針が示されていないという点について。

深井経済部次長兼農林水産課長　今年の8月に市場運営協議会というものを立ち上げました。条例に基づいて立ち上げたものでございますが、協議会からも卸売業者の経営が健全かつ安定していることはさらに、市場運営に関する知識が更に豊富な人材が経営陣の中にあることが必要不可欠であるというような御意見を頂いているところでございます。まず小野田中央青果の役員とともに市場に精通し、経営を任せられる人材の確保、これが最優先であるというふうに考えておりますので、まずこれに向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。

中村博行委員長　それから深井次長は公務員法違反という指摘がされています。

当初、緊急避難的であるということで短期間というふうな認識でおりましたが在任期間も1年ということでこの辺をどのように思われるか。

河口経済部長 深井次長が今、社長に就任してもう11か月がたとうとしております。そのときの結局避難的な立場で深井社長をとということでお話を議会のほうにもさせていただいております。御指摘があるのは緊急避難というのはどれぐらいの期間なのかということで、今までも御指摘をいただいたところでございます。当然、地方公務員法違反というお話もございしますが、お答えといたしましては市長が認めた中で無償無報酬でやっているという現状があることで、今後はやはり早い時期に役員等とともに市場に精通した経営を任せられれば。先ほどと同じ回答なりますけれども方を早急に確保して、全力でその取組を進めているところでございますので、もう少ししばらくお時間頂ければというふうに思っているところでございます。兼ねているということで利害関係はないと回答を頂いていたんですが理由といいますか、この関係については利害関係がないという回答でしたがこれに対して株主に実際は損害を与えているのではないかとありますがそれについてはどのようにお考えですか。

河口経済部長 以前から利害関係はどうかという御質問がありまして、お答えとしては利害関係はないというふうにお答えをさせていただいております。私たちはそういうふうな考えを持っております。先ほどと同じような回答でありますけれども基本的には経営を任される方をここに付けて運営をしていただきたいというふうに思っていますので、それに全力で取り組んでいるところでございますので、もう少ししばらく時間を頂ければと思います。よろしく申し上げます。

中村博行委員長 以上で市民懇談会から出た意見を追っていたんですが、これについて質疑を受けたいと思います

森山喜久委員 先ほどからいろいろ聞きながら結局、検査報告書の部分でこの中身を私たちのほうも聞き取りをしないと、全然分からないというふうなところあるんで関係者も含めて参考人招致をしたほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

中村博行委員長 これは前回も出ましたように、また市民懇談会からも提案があります。そういった方々のリストを上げて改めて委員会で参考人として来ていただくということを前提で進めていきたいと思えます。これはまた別の機会に。執行部に対して質疑があれば。いずれにしてもこの件は今日完結するわけではありませんけど順次陳情の中にも緊急性を要するというので頂いたものでもありますし、できるだけその辺は執行部にもこの件については認識をしていただいて委員会のほうからそういった要請があれば快く受けていただきたいと思います。

高松秀樹委員 森山委員の言われた参考人のお話ですが、先日の行政の説明によれば4月から新しい体制でいきたいという意向があるというふうに聞いています。参考人招致については手続に一定の時間が掛かるというふうに思いますので、今日ではないにしても早急に再度委員会を開催して委員会への招致の議決を取ってある程度議会が後手後手になるのもこれまたおかしな話になるので先に行くような形で事実解明ができればというふうに思っていますので、それを委員長のほうも副委員長のほうも考えておいていただければと思います。

中村博行委員長 できるだけスピード感を持って。今日、ただいま休憩後に続きまして市民懇談会から意見をつけてのまだ足りない点があったら。

高松秀樹委員 差入保証金です。これ取締役会の議事録を見たり、執行部の過去の答弁を聞いておると全く整合性が取れておらんのですけど、今、執行部は差入保証金について差入保証金ということになっているんですけどどういうふうな認識及び事実関係をおつかみになっているのか教えて

ほしい。

河口経済部長 差入保証金につきまして以前も少しお話をしたところがあるかもしれませんが。具体的なことまでお話ができるかというのはありますけれども差入保証金、中央青果が出した■■■■の■■■さんが受けたということは事実関係はあります。それが1,000万円と500万円の合計1,500万円ということで、それぞれのどういうふうなことで、それを出したか、受けたかということにつきましては、基本的には前代取との聞き取りから言いますと、差入保証金として出したということとずっとそれを言い続けられておるといふ現状があつて■■■■の■■■氏からするとこれは協議した上で投資、ある農業法人のほうに投資をすることに使うということ伝えていたということの方向性は言われていらっしゃる。ですので、そこで話がずっと平行線であるという現状がございます。それをどちらが正しいのかということと会社から言えば、計上では差入保証金1,500万円というふうに計上といいますか、表れているというところでございます。それがありますので、そこにつきましてはしっかりお話を聞いておりますのでどういうふうな判断をしていくか、ということを出した側、特に私としては出した側のほうのことをしっかり捉えていかないといけないのかなというふうに思っておるところでございます。一つは前代取は1,500万円の差入保証金を出したけども、それをどういうふうに使われるかは受けたほうの判断だというふうなことも言われていらっしゃいますので、その辺も含めて検討といいますか対応をしていきたいということもあるかも分かりません。それは今からの流れになってくると思います。

高松秀樹委員 つまり部長が言われるのが両方言い分が違いますという話で、だから議会としても参考人でお呼びしてこの話を聞きたいというふうに思っています。今の内容は中央青果というよりか、恐らくこれは中央青果じゃなくて当時の藤永社長が差入保証金だと。民間会社ですので社名を言いませんけどA社のほうは投資だというふうになっていると思うん

ですよ。これ大きく違って差入保証金というのはいずれ返ってくる。つまり保証金だから帰ってくるんです。投資っていうのは帰ってこないんです。大きな損失なんです。1,500万円っていう。つまり投資であったら損失になるんですよ。差入保証金だったらそうじゃないんですけど、その食い違いは看過できない、つまり中央青果の社長の深井社長としては看過できないところなんですよ。こんなにお金がない中で、この1,500万円をどうするのか。だからそこを今の状況でどうしていくのかっていうのは行政もしっかり考える必要があるし、我々もしっかり考える必要がある。つまりこの1点だけでも解明できないんですよ。だから帳簿なんて解明できるのかって思うんです。我々はやっぱり疑義があることに関しては解明する責務があるというふうに思っています。是非そこはよく考慮の上、今後もいろいろ答弁とか資料提供していただきたいというふうに思います。

中村博行委員長 今言われたとおりでありますので委員会としても進めて行きたいと思います。

藤岡修美副委員長 深井さんもあと1か月ちょっとなんですけれども、次期社長は何か委員会で当たっているっていうお話もあったんですけど、語られる範囲でいいんで進んでいるようであれば、報告を受けたいと思います。

河口経済部長 以前から試行錯誤をしながらお話をしてきたとおりでございます。いろんな方からもいろんなお話を伺うことができた部分がございますので、まだ十分な話の部分が抜けておりますので、そこら辺もありますけれどもできるだけ、当然、時期は言えませんが、早い時期には皆さんのほうにもお示しできるような形ができればというふうには思っております。正式な話がちょっとできず申し訳ありません。まだ十分ではございません。まず一生懸命やっているというのが現状でございます。

高松秀樹委員 もしもの話をしますけど次期社長がいらっしやらない場合、つまり、誰も社長のなり手がいない場合はどうされるんですか。深井社長が継続をされるのか。藤田市長が就任されるのか、どういうふうに今お考えですか。

河口経済部長 そこはいろんな話をする中で考えてないといいますか、そういうことが不可能になった場合は大変難しいだろうと。今後の市場自体もどうかということも含めて考えていけないということもございいます。基本的には市場を存続していきたいということは、気持ちは変わりはございませんが、そういう経営をしていただける社長さんがおられない場合には、どういうふうな判断をしていくかというのは、パターンが何個かあって、継続もあるかもしれませんが、なくなるということも考えられるかもしれませんが、目の前にあることをしっかり成功させていきたいということもありますので、今そこまでは返答にはちょっと苦慮します。

高松秀樹委員 条例上は市長じゃないんですか。そんなに悩むことでもないよな気がする。条例にそんな文言がなかったですか。済みません、よく私覚えてないんです。

河口経済部長 市長が社長の代行ができるというのは条例上ありますけれども、卸売業者がいなくなった場合、在庫とかを処分しないといけない、やらないといけない部分についてということの文言になっているというふうに思いますので、いなければ社長は市長だという文言があります。

中村博行委員長 精算みたいなものやね。

岡山明委員 将来的じゃないんですけども一つの形として公設民営化という話があった。そういう資本金があるということで第三セクターとなっているんですけど市のほうがそのまま存続はするけれど、市のほうの資本金

の撤退じゃないけど設備だけは貸しましょうと、あと運営は業者に任せるといふ、形も一つの考え方にはあるかどうか聞きたいんです。

河口経済部長 基本的にはないことはないです。民間の方にお任せをして卸売業者をやっていただくという考え方を持ってはおらないことはないです。ですからすぐにどうのこうのと株を手放すとかいう話ではございませんが、そういうような形のほうがベターであろうという考え方を持っているところがございます。

中村博行委員長 本来今の形がいいとは思われんからね。

森山喜久委員 確認なんですけど先ほど部長の答弁が混在していたんであれなんですけど、基本ベースはもともと市場は残すという答弁だと思います。ただ中央青果について、例えば社長を交代するとか買い取ってもらえる業者がおれば、それに越したことはないということで卸売業者としても中央青果にこだわるわけではないっていうふうな認識で、要は市場は残しながら卸売業者としては中央青果、例えば社長を交代するなり、買い取ってもらうというのを至上命題で考えているというところでいいでしょうか。

河口経済部長 そういうことになる場合もあると思います。

中村博行委員長 この問題は結構デリケートなところでなかなか奥歯になんとかいう感じで答えざるを得んのかなと思います。鋭意努力していただきたいと。よろしいですかね。それでは産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前 1 1 時 5 6 分 散会

令和 2 年 2 月 2 8 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行